

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」における論点（案）
ならびに今後の取りまとめに対する意見

日本障害フォーラム（JDF）

日本障害フォーラム（JDF）は障害者・障害者関係の13の全国団体のネットワークです。今後10年先を見据えた新しい時代の特別支援教育は、障害者権利条約の批准国として、来年に予定されている日本政府との建設的対話（条約履行の審査）、その後第2回・3回の障害者権利委員会への政府報告とそれに対する審査、各国の動向など国際的な動きを見据えたものであるべきと考えます。そうした観点に基づいて、JDF13団体の総意として以下の意見を申し上げます。

1. 議論・まとめのプロセスについて

本有識者会議の今後の取りまとめについては、どのような論点案をどのような手順で議論していくのか、また中間・最終まとめがいつまでに行われるか、取りまとめたものがどのように扱われるかなど、手順やスケジュールを示していただきますようお願いいたします。

2. 「特別支援教育を担う教員の専門性の在り方に関する論点（案）」（第10回有識者会議資料3）に対する意見

(1) インクルーシブ教育、障害の社会モデルについての研修

障害者権利条約に規定するインクルーシブ教育や障害者権利条約の基本的な理念であり、障害者基本法や障害者差別解消法にも取り入れられている「障害の社会モデル」についての研修を、「特別支援学校の教職課程」に留まらず、すべての教員に対する共通研修・基礎課程の中にも含める必要があります。

(2) 手話言語※の研修

世界各国で手話を言語あるいは公用語とする法的整備が進んでいます。手話が言語に含まれるとする障害者権利条約や障害者基本法に基づいて、手話言語を習得し、手話言語で教えられるような研修を組み込む必要があります。

※英語の sign language は「手話」と訳されていますが「手話言語」とするのがより正確であり、手話が言語であることを社会が認識するよう JDF では「手話言語」という言葉を使います。

3. 「障害のある児童生徒の教育内容の在り方に関する論点（案）」（第11回有識者会議資料3）に対する意見

(1) 「自立と社会参加に向けた教育の充実」について

「自立と社会参加に向けた教育の充実（p4）」の部分については、キャリア教育ということに留まらず、障害のある子供が社会の中で生きて行くために必要な「障害の社会モデル」についての理解や、自立と社会参加のための合理的配慮が必要な時に意思表示していける力を養っていく

ことを加える必要があります。

4. 「特別支援学級及び通級による指導の在り方に関する論点（案）」「(第 11 回有識者会議資料 4) に対する意見

障害者権利条約への対応として行われた 2013 年の学校教育法施行令改正によって、制度的にはインクルーシブ教育に舵を切ったと思われましたが、ここに示された案のままでは、進め方によっては原則インクルーシブ教育制度とは異なった方向になり得るのではないかと危惧しています。

「就学決定についての参考となる考え方を示す」「都道府県教育委員会・特別支援学校が市町村教育委員会に対して専門的助言を行う」「特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者については一部の授業について通級指導教室で行う教育形態の対象とする」という記述は、少なくとも、7月にまとめられた「中間報告」までの議論では出されていなかった内容です。逆に、障害者差別解消法や合理的配慮など、中間報告にあった文言への言及がなされていません。どのような背景や理由から、本案において初めてこうした趣旨が記載されたのでしょうか。ご教示願います。

以上の観点から、以下 3 点の意見を申し上げます。

① 中間報告にあった「障害者差別解消法の合理的配慮、環境整備、意思形成のプロセス」といった保護者への情報提供の内容を盛り込む必要があります。

② 「都道府県教育委員会や特別支援学校が市町村教育委員会等に対して専門的助言等を行うこと」が案として出されていますが、都道府県教育委員会(支援委員会)や特別支援学校だけでは、本人保護者と市町村教育委員会での中立を保つことは難しく、また、学校卒業後を見据えてのアドバイスも困難と考えます。狭い意味での学校教育だけでなく、卒業後にどうやって社会で生きて行くかといったことも含めて、幅広く、障害当事者や法学者、法律実務家などが参加したような独立した助言機関が必要です。

③ 「特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない場合」と一律に線を引かれるならば、様々な工夫を行いながら障害児の教育を行っている現場は硬直化して多様な実践は難しくなります。「中間報告(議論の整理)」(7月時点)の中で以下のように記されています。

「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組が求められている。障害の有無に関わらず全ての児童生徒ができる限り通常の学級に在籍して必要な時間に特別な指導を受ける取組を行う自治体や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習が活発に行われている自治体など、多様な取組について、適切に情報を収集し、発信するとともに、その効果、課題を踏まえ、特別支援教室構想の具体化に向けた検討を引き続き進める必要がある。」

今回の論点(案)の内容では、こうした取り組みを実践している現場に混乱を招く恐れがあり、インクルーシブ教育の趣旨からも、上記のような観点が必要と考えます。